

# 東京都立中野工科高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように、学校の内外を問わずいじめを生まない、いじめを絶対に許さない体制を整える。
- (2) 生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守る。
- (3) いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) 学校だけでなく、地域住民、保護者、その他関連機関と連携し、いじめを防止し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。在籍する生徒がいじめを受けていると発覚した時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめアンケートの実施によるいじめに係る情報の収集
- 速やかな対応策の検討、実施
- 所管教育委員会への報告と連携

#### ウ 会議

生徒支援委員会内で実施する。いじめの兆候を把握した場合や、いじめの相談を受けた場合はその都度臨時に行う。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生徒部、1学年、2学年、3学年、養護教諭  
その他校長が必要と認めるもの。

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題が多様化・複雑化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

#### イ 所掌事項

- 問題生徒及び保護者に対する、問題を解決するための指導支援を行う。
- 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる時には、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を支援する。

#### ウ 会議

必要に応じ「学校いじめ対策委員会」の招集に応じ、随時開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、その他関係者等

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ア 二者面談等を定期的に行い、生徒と積極的にコミュニケーションをとり、相談しやすい環境を整える。
- イ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ウ 学校は勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、いじめから守るための取組を徹底する。
- エ 「ネット上のいじめ」の防止のため、部集会や情報の授業において情報モラル教育を行う。

#### (2) 早期発見のための取組

- ア アンケート調査を定期的に行う。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等へ、相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内巡回を通じ、生徒たちの変化を迅速に把握し、いじめに関する情報を共有する。

#### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめが発覚した場合、学校いじめ対策委員会が中心になり、全教職員が情報を共有し、被害者生徒への支援、加害生徒への指導方針を確定し、対策を迅速かつ組織的に取り組む。
- イ いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を、保護者との緊密な連携を図りながら徹底する。
- ウ 関係機関、専門家等と連携し、再発防止に努める。

#### (4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒に対しての安全確保及び、安心して学校生活を送ることができるように環境を整備する。
- イ 被害生徒の保護者とも連絡を密にし、登下校の確認や学校生活・家庭生活の情報を共有する。
- ウ 加害生徒に対する指導等の検討、実施を行う。
- エ 被害生徒や周辺の生徒に対するケアを、スクールカウンセラー等と教員が情報を共有し、連携して行う。

### 5 教職員研修計画

- (1) 校内研修会を実施する。
- (2) 教育委員会による、若手教員・10年経験者・20年程度の経験者を対象とした研修に参加する。

### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校からの配布物、学校ホームページ、保護者会等を利用し、学校いじめ基本方針等について、保護者に対して積極的に説明していく。
- (2) 保護者、地域住民からの情報を得るために、相談しやすい環境を整える。

### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会を通じて、情報収集や問題解決に向けて協議する。
- (2) スクールサポーターや児童相談所と定期的に連絡をし、情報を共有する。
- (3) 警察への相談・速報が速やかにできるように体制を整える。

### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめの未然防止に関する取組について、学校評価項目に加える。
- (2) 学校運営連絡協議会において、いじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- (3) 学校評価等を受けて、基本方針の改善を総合的に行う

附 則 この規定は、令和8年4月1日に改定し施行する。